

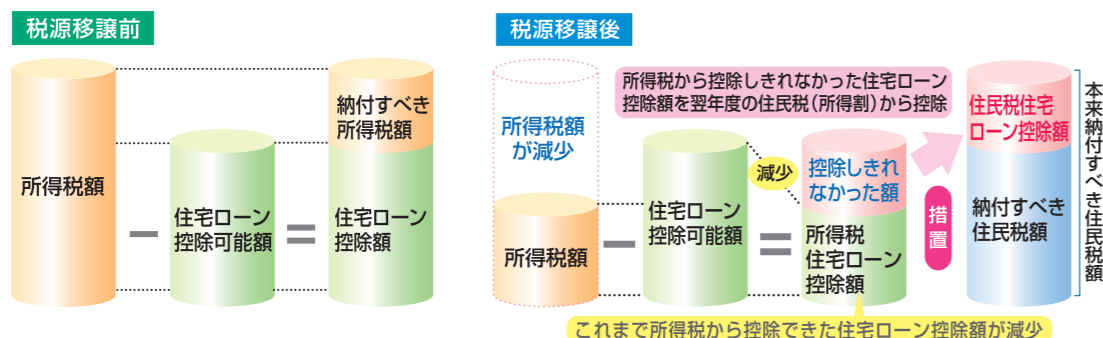
**申告が
必要です!**

所得税から住宅ローン 控除額を引ききれ なかった方

**申告期限
平成20年
3月17日
まで**

控除しきれなかった分は
住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。



平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、**毎年申告が必要**となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、**平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村住民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」**を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

住宅ローン控除 Q&A

Q 「住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの?」

A 「住民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q 「どういった場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの?」

A 給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q 「平成19年以降に入居した場合は?」

A 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署にお問い合わせください。

「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式(10年から15年に延長)」の選択制をとる特例が創設されています。



市県民税の申告受付会場

受付時間 午前の部・午前9時～午前11時/午後の部・午後1時～午後4時

期日	菊池市役所税務課 (4番窓口)		七城総合支所 2階会議室		旭志総合支所 総務振興課税務係	泗水総合支所 2階会議室
	午前の部	午後の部	午前の部	午後の部	午前の部・午後の部	午前の部・午後の部
2月18日(月)	菊池佐野、鍋倉、原細永、日生野	伊牟田、下組、塚原、長六、岩平	山崎	上水次		指定の日に都合がつかない人
19日(火)	生味、古川、立門、木佐木、滝黒仁田	西迫間、七坪、市野瀬、中野瀬、東迫間	下水次	岡田		住吉
20日(水)	戸城、永山、伊野、杉生、木護	柏、鉾の甲、太田、堀切、稗方	辺田	流川		住吉
21日(木)	龍門1区、寺小野、染土、長野	小木、雪野、鳳来、穴川	荒牧	高田		永・富納
22日(金)	深川、北宮、村田	神来、大琳寺	台	甲佐町		永・富納
25日(月)	上西寺、中西寺、辻、下西寺、上長田、下長田	大塚、野間口、東原、南古閑、北古閑	新古閑	清水		吉富
26日(火)	菊池松島、日向、柿木平、中原	藤田、下木庭、上木庭、神鶴	宮園	戸田島		吉富
27日(水)	上古閑、下赤星	上赤星、今	七城田中	本村		吉富
28日(木)	甲森北、乙森北	上町、中央通	菰入岩瀬	加恵		豊水・三万田
29日(金)	指定の日に都合がつかない人		羽根木、蟹穴	五海	地区割り当てはありませんので、都合のよい日にお早めにお越しください(ただし土曜・日曜を除く)	豊水・三万田
3月3日(月)	中町、下町	切明、迎町	瀬戸口雇用促進	西郷		福本
4日(火)	横町、立町、栄町	正院町、西正観寺、東正観寺	間所			福本
5日(水)	北原、亘	袈裟尾、玉祥寺、遊蛇口	前川	板井		田島・南田島
6日(木)	高野瀬1班～35班	高野瀬36班～	梶迫	林原		田島・南田島
7日(金)	立石、築地	片角	元村	新村打越		桜山
10日(月)	戸豊水、大柿、菊池平野、茂藤里	篠倉、伊倉、道園、金峰	内島	小野崎		桜山
11日(火)	上出田、下出田、花房台	植古閑、広瀬、木柑子	上橋田	下橋田		指定の日に都合がつかない人
12日(水)	指定の日に都合がつかない人		七城松島大尺	指定の日に都合がつかない人		〃
13日(木)	〃		指定の日に都合がつかない人			〃
14日(金)	〃		〃			〃
17日(月)	〃		〃			〃

※都合で会場に来ることができない人は、事前に電話で相談してください。

期限内納付と振替期日

平成19年分確定申告分の納付期限は次のとおりです。

申告所得税の納付期限
3月17日(月)

消費税および地方消費税(個人事業者)の納付期限
3月31日(月)

納税は税務署の窓口のほか、お近くの銀行(日本銀行蔵入代理店)や郵便局などの金融機関でも受け付けています。

また、申告所得税と消費税及び地方消費税(個人事業者)の納税は、銀行や郵便局の預貯金口座から自動的に振り替える「振替納税」が大変便利です。まだ利用していない人は、是非ご利用ください。

振替納税の振替日は次のとおりです。

申告所得税の振替日
4月22日(火)

消費税および地方消費税(個人事業者)の振替日
4月24日(木)

※納付期限に遅れた場合、または口座振替ができなかった場合は、納付期限の翌日から延滞税がかかりますのでご注意ください。

問い合わせ先 菊池税務署
☎(25)2121